

課徴金制度

平成25年末に発覚したホテルなどにおける一連のメニュー表示などの不当表示を受け、コンプライアンス体制の確立に向けた事業者の講すべき表示の管理上の措置(平成26年11月14日内閣府告示第276号の指針)などが定められるとともに、平成28年4月1日から新たに課徴金制度が導入されました。

▶ 課徴金制度の大まかな概要

不当な表示による消費者の誘引を防止するため、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入するとともに、被害回復を促進する観点から返金による課徴金額の減額などの措置を講ずる。

①

課徴金対象行為

優良誤認表示行為、有利誤認表示行為が対象です。

優 良 誤 認

品質、規格、その他の内容について、合理的な根拠が無く、実際のものよりも奢しく優良であると消費者に誤認される表示。

例

「有名銘柄牛」と表示して販売している商品が、実は銘柄牛ではない。

有名ブランド牛



有 利 誤 認

価格や取引条件に関して、著しく有利であると消費者に誤認される表示。

例

「本日5割引き」と表示して販売している商品が、実は通常と同じ価格。



②

課徴金額の算定方法

不当表示の対象商品・サービスの売上額の3%となっています。なお、令和6年10月より違反行為から遡り10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある場合は4.5%になります。

③

課徴金対象期間

3年間を上限とします。

④

主観的因素

違反事業者が**相当の注意を怠った者でないと認められるときは**、課徴金を賦課しない。

⑤

規模基準

課徴金額が**150万円未満**(対象となる売上額が5000万円未満)となる場合は、課徴金を課しません。(ただし、措置命令等の違反によって別途処分を受けることがあります)

⑥

自主申告による課徴金額の減額

課徴金対象行為に該当する事実を消費者庁長官に**自主的に報告した**事業者について、所定の要件を満たす場合には、課徴金額の**2分の1**が減額されます。

⑦

除斥期間

違反行為をやめた日から**5年**を経過したときは、課徴金を賦課しません。

⑧

賦課手続き

違反事業者に対する手続保障として、**弁明の機会を付与**します。

⑨

自主返金による減額等

事業者が所定の手続に沿って返金措置を実施した場合は、**課徴金を命じない又は減額**します。

例

課徴金対象行為に係る商品等の売上額**「10億円①」**の場合

課徴金算定期
(①の3%相当)
3千万円②

返金合計額**1千万円③**

300万円 500万円

200万円

消費者に自主返金

課徴金納付額(②-③) 2千万円